

浜松市立富塚小学校PTA規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、浜松市立富塚小学校PTAと称し、事務所を浜松市立富塚小学校内に置く。

(会員)

第2条 本会は、浜松市立富塚小学校児童の保護者並びに教職員により組織する。

(目的)

第3条 本会は、児童の福祉を増進すると共に、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) いかなる統制的、支配的干渉も受けず、会員の総意に基づき、保護者と教職員が会員として平等の立場で運営する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為はしない。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の教養向上と親睦。
- (2) 教育に関する調査研究並びに懇談。
- (3) 教育施設の整備拡充。
- (4) 児童の厚生保護の研究と実践。
- (5) 児童の校外生活の活動及び補導。
- (6) 児童福祉のために活動する社会的団体及び関係機関への協力。
- (7) その他教育及び本会の運営上必要と認める事項。

(会計)

第6条 本会の活動に要する経費は、PTA会費、寄付金及びその他の収入をもってこれをあてる。

2 前項のPTA会費の額は、次に定めるところによる。

- (1) 保護者 世帯を単位とし、児童1人につき月額200円
- (2) 教職員 月額160円

3 前項のPTA会費は、児童の転入・転出時には日割りとせず、月額単位とする。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（うち1名は教頭とする。）
- (3) 監事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 顧問 若干名（うち1名は校長とする。）
- (7) 専門部長 4名
- (8) 理事 若干名

2 必要に応じて相談役若干名を置くことができる。

(任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任はさまたげない。

2 役員に欠員が生じた場合は、常任理事会の承認を得て後任を決定することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第10条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事、会計及び書記は、役員選考委員会が保護者から候補者を選出し、全体理事会及び総会の承認を得る。
- (2) 顧問は、前年度役員のうちから会長が委嘱することができる。
- (3) 専門部長は、各専門部の部員の互選により選出する。
- (4) 理事は、各学級において保護者3名を選出する。
- (5) 相談役は、学区内の各種団体その他の関係者から会長がこれを委嘱する。

(役員任務)

第11条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
- (3) 監事は会計を監査し、これを全体理事会並びに総会に報告する。
- (4) 会計は金銭物品の出納管理にあたり、これを全体理事会並びに総会に報告する。
- (5) 書記は会議の議事を記録し、会員に報告する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じる。
- (7) 相談役は会長の諮問に応じる。
- (8) 専門部長は各専門部の事務を統括する。
- (9) 理事はPTA活動の運営及び専門部員としての任にあたる。

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 全体理事会
- (3) 常任理事会

(総会)

第13条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 議長は、会員中より選出する。

(定期総会及び臨時総会)

第14条 定期総会は、毎年1回年度当初に開き、次の事項を審議する

- (1) 事業、決算報告
- (2) 規約の制定、改廃
- (3) 役員選出
- (4) 新年度事業計画、予算案
- (5) その他必要な事項

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全体理事会の承認を得て開催することができる。

(全体理事会)

第15条 全体理事会は、会長、副会長、会計、書記、専門部長及び理事で組織し、必要に応じて監事及び顧問の出席を求めることができる。

- 2 全体理事会は学期ごと1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、常任理事会の承認を得て臨時に開催することができる。
- 3 議長は、副会長の中よりその都度選出する。
- 4 全体理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会提案事項の審議
- (2) 規程の改廃
- (3) P T A活動の総合調整
- (4) その他全体の活動に関する事項

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、会長、副会長、会計、書記及び専門部長で組織し、必要に応じて監事及び顧問の出席を求めることができる。

- 2 常任理事会は、概ね月1回開催（電磁的方法による場合を含む。）するものとし、会長

が招集する。ただし、会長が必要と認めるときには、臨時に開催することができる。

- 3 議長は会長があたる。
- 4 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算に関する事
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) 規約・規程に関する事
 - (4) 緊急事項の処理
 - (5) その他必要事項
- (定足数及び議決)

第17条 総会、全体理事会及び常任理事会は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席者（前条第2項の規定により電磁的方法による場合は、「参加者」と読み替える。以下この条にて同じ。）をもって成立し、議決は規約に特別の定めがあるもののほか、出席者の過半数の承認を要する。なお委任状は出席とみなす。

第4章 組織

(組織)

第18条 本会は、第5条の事業を行うために本部及び専門部をおく。

(本部)

第19条 本部は、会長、副会長、監事、会計、書記及び顧問で組織する。

- 2 教職員1名が担当教諭として、活動補助にあたる。

(本部の役割)

第20条 本部は、PTAを代表して事務を行う。

- 2 本部の活動は、次のとおりとする。

- (1) PTA活動に必要な事務
- (2) 各種関係団体との調整
- (3) その他専門部に属さない事項

(専門部)

第21条 専門部に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

第22条 本会は、会長及び副会長の選出にあたり、役員選考委員会を置く。

- 2 役員選考委員会は理事の互選により、委員4名で組織する。
- 3 委員の互選により委員長を置く。

第6章 補則

(帳簿)

第23条 本会は、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 記録簿
- (5) その他必要とする帳簿

(改正)

第24条 この規約は、全体理事会の承認を得て総会に提案し、出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が常任理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年4月25日から施行する。(全部改正)

この規約は、平成29年4月22日から施行する。(一部改正)

この規約は、平成30年4月21日から施行する。(一部改正)